

国政参複第37号
平成23年5月20日

ティエヌティエクスプレス株式会社
代表取締役社長 小平 忠 殿

国土交通大臣 大畠 章宏

事業改善命令書

今般発生した危険物の航空機による輸送事案に関し、貴社の経営する貨物利用運送事業について調査及び立入検査を行ったところ、航空運送貨物を受取後、危険品等航空機での輸送が制限されている貨物であることを把握した場合において、適正な業務体制が確立されていないことが明らかとなった。

本件は、貨物の受取から航空機搭載までの間に荷主から危険物であることを申告されたにも関わらず、社内の連絡体制が機能せず、また航空機搭載を停止するための措置を行わなかったことにより、危険物を航空機輸送しており、航空機の安全運航に重大な影響を与えるもので、社会的影響のある事件に重大な関係があり、貴社の事業は、事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められるので、貨物利用運送事業法第28条第5号の規定に基づき事業の運営を改善するために下記の措置をとることを命ずる。

なお、この改善の具体的措置を平成23年6月20日までに当省あて報告されたい。

また、この命令に違反して改善を行わない場合は、貨物利用運送事業法第49条の2の規定に基づき許可の取消し等の措置をとることがあるので付言する。

記

航空運送貨物を受取後、危険品等航空機での輸送が制限されている貨物であることを把握した場合において、適正な業務体制を確立すること。